

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 1月定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年1月11日（水）午後3時00分~午後4時20分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田勲会長、後藤金蔵副会長、植松伸廣副会長、小室正明会計、
佐藤次男監事、和田高伸監事
篠原徳守、島田俊夫、真野宗直、三觜健一、林申次、内藤徳行、熊澤繁雄、
弓達茂、成瀬清、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、平松民平、青木三郎、
古谷宏、沓澤幸子、矢野福徳の各委員
欠席者：舘田郁夫委員
防災対策課（大竹課長）
高齢福祉介護課（重田課長、大川介護保険担当課長他）
障害福祉課（一杉課長他）
社会教育課（石井史跡・文化資料館整備担当課長）
市民自治推進課（岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、竹井副主査）
事務局（安藤、長野）

4 会議の経過

(1) 開 会 後藤副会長

(2) あいさつ 細田会長

(3) 議 題

① 新年賀詞交歓会について

事務局より、資料に基づき説明した。

② 平成29年度定例会等の日程について

事務局より、資料に基づき説明した。

③ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況について

後藤副会長より、茅ヶ崎警察署作成の資料に基づき、振り込め詐欺、自転車盗、交通事故等について、それぞれの状況等の説明があり、注意をしていただきたいとの話があった。

(イ) 浜見平団地内の建て替え工事について

後藤副会長（湘南地区）より、3月1日に鉄砲道と左富士通りの交差点角に新しい商業施設がオープンすること、それによる渋滞が発生する可能性があること、また現

にある商店街については4月以降取り壊され、新しく建て替えられる計画があること、工事車両の出入りがあるので交通事故に注意いただきたいとの話があった。

(ウ) 自治会連絡協議会のホームページの移行について

平松委員（HPリーダー）より、自治会連絡協議会HPのサーバーが2月末で契約を終了するにあたり、今後の対応についてHP管理運営チーム会議委員で協議していくとの話があった。

(エ) 高砂緑地での梅まつりについて

真野委員（海岸地区）より、高砂緑地での梅まつりが2月11日（土）、午前10時から午後2時30分の間で開催される、ぜひご参加いただきたいとの話があった。

イ その他

(ア) 市制施行70周年記念バッジについて

事務局より、平成29年に市制施行70周年を迎えるにあたり、市が作製した記念バッジを連絡会で購入し周知していくことについて説明した。

主な質疑は次の通り。

(問) バッジは何のために作るのか。

(答) 多くの市民の方への周知とお祝いをしていくために用意したものと考えている。

(問) 連絡会委員24人に配るということだが、市民にはどのように対応するのか。

(答) 市民の方には、バッジをつけていただけるということであれば、個々に購入していただくことになると思う。

(問) 自治会連絡協議会で使用したバッジは現在使われていない。それと合わせて考えると何のためにあるのか私には理解できない。

(答) 自治会連絡協議会のバッジは、昨年5月のまちぢから協議会連絡会に移行した際に廃止している。まちぢから協議会連絡会になってからはバッジは作っていない。

(問) 市制施行70周年でどのようなことをやっていくのか。

(答) 市内のコミセンまつりなど、地域で行われる行事については、市が主催や共催をして市制施行70周年を掲げてそれぞれの地区でやっていただきたいということで、市の方でもすでにのぼり旗を作り、出初式の時にもその旗を掲げ市制施行70周年をPRしている。

職員も自費で購入する形の中で、こういうデザインのものを作りましたので、市制施行70周年を市民の方にできるだけ広めていくということで、機会があればつけていくという形をとっている。今回は連絡会の予算の中で、地区で様々な立場でいられる委員の皆様にも市制施行70周年をPRしていただければと思っており、事務局に相談し、購入して様々な場所につけていただけたらと思っている。

(問) それは説明にならない。市にはこういうことをやるということを説明していただかないと何のためのバッジなのかわからない。各地区でも何かいっしょにやっというということなのか。市制施行50周年の時にはやっているが、市制施行70周年はバッジをつけてそれで終わりということか。しっかりと整理していただきたい。

(答) 様々な事業の中で、できれば地域の中で事業をやる時、冠をつけてより知らしめていくということである。秘書広報課の方から一緒になってやってほしいという依頼があるような中で調整させていただく。

購入については、しっかりそうしたところが終わった後に委員の皆様にはバッジを購入しお渡しするなり調整させていただきたい。

(問) 市制施行70周年記念バッジについては、市の方から正式に依頼があった段階で改めて時間のある時に検討していただきたいと思うがいかがか。

(問) お祝事はいろいろな取りようがある。たまたま松林地区は高南一周駅伝で連覇をさせていただいた。また、この大会は来年80回となる。無事に積み上げてきたということをお祝いすることは、素直にお祝いすればよいのではないか。市制施行70周年も出初式でのぼりが出て、賑やかでいいなと思った。とりあえず、何本か作っているのであれば、コミュニティセンターや市の施設に配ったらどうか。市制が70周年を迎えたことに間違いはないのだから。

青木委員が言われた、もっと計画をきちんと立てるべきということはおっしゃられるとおりで。しかし、バッジについては提案があったので、素直に委員でつけたらどうか。

(答) 次回、改めて協議をさせていただきたい。よろしく願います。

(イ) 平成29年度市民の集い（市民集会）日程表（案）について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

各地区で関係している市民集会については、地域の課題やご意見等取りまとめをいただき、市長はじめ関係部長が出席する中で、活発な意見交換がなされていると認識している。平成29年度を迎えるにあたり、各地区ですでに来年度の事業計画の策定に取りかかっている時期かと思うので、その中で市民集会については、各地区の様々な事業等の関係で日程調整をお願いしているところである。また、市長はじめ関係する出席職員の調整をしているところである。

土・日は市の各種団体の様々な事業が催されるようになり、市長の出席する事業が増えてきている。そうした中で、平成28年度については、従来の開催日や時間では開催できなかった地区もあり、また別の曜日に調整をするということで大変ご配慮いただいた地区もある。そのようなことから他の事業と重なることを避けるため、市民集会についてもできるだけ早い時期に日時、場所の調整をお願いいたしたく、別紙のとおり、日程表の案を作成した。開催場所についても現在空いている、また既に市民集会として

予定をしていただいているということで、各施設の方に確認をさせていただいている。地域の皆様が様々な事業との兼ね合いもあろうかと思うが、この日程でよろしいかどうか、1月末をめどにご回答いただきたい。

平成29年度は、日付順に並べてあり、各地区が重ならないように設定させていただいている。日程を検討いただき、市民自治推進課へご連絡をお願いする。

(ウ) 平成28年度自治会運営交付金実績報告書等の提出について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

年度末に向けてお願いがある。各自治会の運営や実施事業に関する経費を自治会の補助金ということで市民自治推進課から補助をさせていただいている。それと一緒に市の関係部局と連絡調整をしていただくということで、自治会長には自治会長行政連絡調整手数料を交付しているところである。毎年、この時期をお願いしているが、それぞれについて平成28年度の報告をいただきたく、今月の下旬になると思うが、各自治会長あてに報告書の提出に関する通知をさせていただきたいと思っている。

なお、自治会長行政連絡調整手数料については、業務の完了報告書ということで、平成26年度、一昨年までは、自治会長名や業務内容の報告はすべて市民自治推進課で印字し、自治会長に送り、最終的には印鑑を押していただくだけで提出していただいていたところであるが、昨年度の定期監査の中で指摘を受け、お手数であるが、昨年同様、業務内容報告等に関しては、自治会でご記入いただき、提出いただきたい。記入内容については、記入例を入れてお送りするので参考にさせていただきたい。ご協力をお願いする。

(4) 行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（2件）

市民自治推進課長より、史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）、茅ヶ崎市立病院経営計画（素案）についての2件について、資料に基づき説明した。また、下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）については、社会教育課史跡・文化資料館整備担当課長による説明と質疑応答があった。

主な質疑は次の通り。

(問) パブリックコメントを実施するにあたり、どの施設に配布し、またホームページに載せているのか。コミュニティセンターにはポストを置かないのか。

(答) パブリックコメントの場合は、公民館にポストを設置させていただいている。コミュニティセンターには置いていない。

(問) ずっと疑問に思ってきたことに、パブリックコメントはこれとこれがありますよ、詳しいことは素案を読んでほしいという姿勢になっている。要するに、ここで審議をして

くださいと言ったところで内容がわからない。だいたいこういうことを考えている、詳しいことはこういう施設にあるのでより明確だと。そのように説明することが提案ではないのかとということを委員の方々は言っている。そこを理解していただきたい。

(答) パブリックコメントに関しては、素案をまとめ、こういうものが出来たのでいついつから市民の皆様にご意見募集をしていきますということで、今までご報告させていただいている。内容についての説明が必要であるということであれば、今後、定例会の中で各関係課を呼んで、出来上がった素案を持ってきて説明するかどうか、委員の皆様で議論をいただきたい。ただ、今までのやり方の中では、定例的な部分なので、パブリックコメントについてはこういうものがありますということで報告させていただいている。本日、矢野委員、新倉委員からご意見をいただいたが、このような場合は説明するとか、今後のこともあるので、ご意見をいただきたいと思う。

(問) 素案そのものでなくても、A4サイズ、1ページに概要をまとめることが出来ると思う。

(問) より重要な今後の計画を市が作ったということについて、コメントを求めるのがパブリックコメントなので、こういう案を作成しましたということを説明していただいた方が重要である。案も配られず、自分で調べて下さいという感覚がわからない。市民にコメントを聞くということであれば、簡単に説明をしていただくことのルールを作った方がよい。

(問) 公民館が市内に5つ、コミュニティセンターは11ある。職員はコミュニティセンターにもいるが、今後もないということか。

(答) パブリックコメントのマニュアルに従っているものである。コミュニティセンターは11館あるが、お願いすることにより、施設の負担も増える。行政の職員ではないところには今まで置いていなかったが、管理をしていただくということも含めコミュニティセンターの代表者と連絡会の中でお願いをして置いていただけるものか、整理をさせていただきたい。

市民自治推進課の方で、コミュニティセンター管理運営委員会の方に提案させていただけたらと思うので、よろしく願います。

(会長) 次回の定例会で、もう1度説明をいただくこととする。

- ② 第49回みんなの消費生活展について
市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。
- ③ 「さばせんワイワイまつり」開催について
市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

- 依頼・説明事項（新規事業等）
- ① 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業に関する市民説明会について
高齢福祉介護課介護保険担当課長より、資料に基づき説明した。
- ② 避難行動要支援者名簿対象への通知発送について
高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明した。
主な質疑は次の通り。
- (問) 各地区まちぢから協議会会長あてに送られる資料はどこまでか。
- (答) お手元に配布させていただいている、(案)「避難行動要支援者名簿対象者への通知発送について（通知）」、「避難行動要支援者名簿登載のお知らせ」、「避難行動要支援者名簿への登載のお知らせ及び名簿情報提供に関する同意確認について（依頼）」、「避難行動要支援者同意確認書」を送付させていただく。
- (問) 「避難行動要支援者名簿対象者への通知発送について（通知）」の案であるが、宛先が3通り記載されている。地区の名称の違いでこう書かれているのか。
- (答) そのとおりである。各地区ごとにそれぞれの名称があるので、地区のそれぞれの名称で送らせていただく。
- (問) 同意しない方への対応について、我々はどのようにすれば良いのか。
- (答) 同意確認ということで同意を取っていただくことになるが、同意というのは平常時から同意をいただくということで、まずはこの通知を差し上げた後に、同意をいただいた方については、地域の方へその情報をお出しさせていただく。返事がなかった場合などについては、再度通知等をお送りし、なるべく多くの方に同意をいただければと考えている。
- 同意をいただけなかった方については、平常時には地域の皆様には情報提供はできないが、災害時には全員の情報が出るということで、なるべく多くの方に同意をしていただけるよう説明していきたいと考えている。
- (問) 書面の内容について、その趣旨がわかる人とわからない人がいると思う。出来れば説明に行くべきだと思う。今フォローするという話があったが、ぜひそれはやっていただきたい。
- (答) 今回、この対象になる方が、例えば介護を受けていられる方であればケアマネジャーがついている場合もある。介護事業所や民生委員の方等にも制度の説明をさせていただいているので、協力していただく中で細かく丁寧な対応をさせていただければと思っています。
- (問) まちぢから協議会会長あてのみではなく、自治会長あてにも送っていただけないか。
- (答) 自治会長にも説明させていただいており、同様の文書をお送りさせていただく。
- (問) 費用の面もあると思うので、湘南地区においてはまちぢから協議会会長あての文書に各自治会長の通知も入れていただいていた構わない。

(答) 承知した。

(問) 一番細かい単位は自治会だと思う。だから自治会単位の会長名があつてそれをどこかが受け持って配布するのはケースバイケースでいいと思う。最終的には各自治会長が見た場合に、自分たちあての鑑がなかったら違和感が当然出てしまう。そここのところを抑えていただいて、配布していただきたい。

(答) 今後の参考にさせていただく。

(問) 確認書についてであるが、今、独り暮らしの高齢者が非常に多くおり、自分では書けない人も多くいる。今の災害時要援護者支援制度では、代筆しても本人に捺印を押してもらうことで確認が取れていたが、この確認書には続柄とかいろいろあるが、自治会であれ、民生委員であれ代筆した場合に、まったく血縁関係がない人が書くのがだいぶある。そういったときに捺印を押してもらわなくてもいいのか。

また、災害時要援護者支援制度では、顔の見える関係づくりをしましょうと支援者を自治会なり、いろいろな形で見つけてくださいという部分があった。今回はそういった項目が入っていないが、それは特に必要ないということによいのか。

(答) 捺印については必要としていない。今回のこの制度については、地区の方にも説明はさせていただいているところであるが、支援者という形だけではなくて、地域の中で多くの方がその方を支えていっていただく昔で言うと向こう三軒両隣という話があるが、そのような中で数多くの目で支えていっていただきたいということで、特に支援者というところは募らない制度としている。

(問) 支援者の中に自治会と入っているが、自治会と言われても役員から一般の会員の方まで入る。開示する場合、隣近所の会員の方にこの情報を提供し、協力していただくということによいということか。

(答) 自治会単位でいけば、組とかの単位になるのかと考えているが、その中で組単位までは、今回、同意をいただいた分に関しては、提供することは差支えないというふうに考えている。その中で支えあいをしていただきたい。

(問) 組単位というと、我々のところでは組長がいるが組長にその辺の情報を提供するわけだが、ある意味組長も1年ごとに変わるので、その都度、みんなに伝えることになる、会員すべてに伝わることになる。それでよいということであれば、その辺のところを考慮しながら我々も対応を考えなければいけないが、そここのところを了解しておいていただきたい。

(答) 現在、各地域を回らせていただき、説明させていただいている。また、運用開始については、運用の説明会ということで、開始前には説明会を行わせていただく。地域の中でご意見をいただきたいと思っている。

(問) 支援者名簿はあるのか。この仕事は民生委員の仕事ではないのか。

(答) 自治会の皆様とともに民生委員の方にも説明させていただいている。

(問) 自分のところの協議会名簿を見たことがない。自治会と民生委員が常日頃会議をして

いれればいいが、民生委員の会議はあまり公開できない。その辺どのようにするのか。

(答) 今回は避難行動要支援者名簿であり、この名簿については高齢者であれば、要支援以上の認定を受けている方、また手帳等を受けられている障害のある方の名簿は、いま私たちの方で持っている。ただ、現段階では、地域の方へ情報を公開していいかということの確認がまだとれていないので、こちらのところはどこにも出していない状況である。2月1日から通知を出させていただき、同意を得たものについては、今後地域の方に情報を提供させていただくという流れになっている。

(問) 今まででは何かの時、助けてほしいという人が手をあげて、助けてくれる人に対して情報を出していた。今回はこういう人がいるということを自治会や近所の方に知らせるということをするがいいかということを確認するものである。いいということであれば、その人の存在を全部知らしめていいということによいか。

(答) 平常時から地域の方へ出していいですかという確認であるので、同意を得たものに関しては地域の方へ提供させていただく。

(問) 避難行動要支援者同意確認書について、この文書だけでは不足と思う。海岸地区では先月説明を受けたが、少なくとも自治会の加入者の方へはこの情報は伝わりますよというように説明を受けたと思っているが、ある程度具体的な項目で出さなければ書けない人もいるのではないか。

(答) 配布している資料の中に、避難行動要支援者名簿への登載のお知らせというものがある。こちらの方で内容等について説明させていただき、内容をご覧いただき判断していただく。そして返送までの流れ等ということで今回の取り組みの流れが書いてあるので、こちらの方で説明させていただければと思う。もちろん不明なところがあれば、連絡先として高齢福祉介護課、障害福祉課があるので、問い合わせをいただければ説明させていただく。

(5) 閉 会 植松副会長